

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が IFRS 第 15 号の発効日を延期する修正を公表

目次

- ・なぜ本修正が公表されたか？
- ・本修正で導入される変更は何か？

本 IFRS in Focus は、2015年9月に公表された「IFRS 第 15 号の発効日」(IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の修正)を要約したものである。

要点

- ・IASB は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を 2018 年 1 月 1 日に延期する修正を公表した。
- ・新たな IFRS 第 15 号の発効日は、米国会計基準で報告する企業の新収益基準と基本的に一致している。
- ・IFRS 第 15 号の早期適用は引き続き認められる。

なぜ本修正が公表されたか？

IFRS 第 15 号の公表後、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、新収益基準の挿入を支援するために収益認識に関する共同の移行リソース・グループを設置した。グループにおける議論の結果、IASB は、2015 年 7 月に公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」を公表した。当該修正案と IFRS 第 15 号を同時に適用することを可能にするため、IASB は、本基準の発効日の延期を決定した。

延期のその他の理由には、IFRS 第 15 号の当初の公表が遅れたため、財務諸表作成者に追加の導入期間を提供することや、米国会計基準における新収益基準 (ASU 2014-09) の発効日と基本的に一致する発効日を維持することがある。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

本修正で導入される変更は何か？

本修正は、IFRS 第 15 号の強制適用日を 2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に変更する。IFRS 第 15 号の早期適用は引き続き認められる。

見解

2015年8月12日、FASBは、会計基準更新書「顧客との契約から生じる収益(トピック606):発効日の延期」を公表し、米国会計基準で報告する公開企業および非公開企業の新収益基準の発効日を1年延期している。早期適用は、本基準の当初の発効日(すなわち、2016年12月15日より後に開始する年次報告期間)時点でのみ認められる。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。